

会発 0621 第1号
平成23年6月21日

各都道府県知事
各政令指定都市市長
各中核市市長

殿

厚生労働省大臣官房会計課長

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の簡素化及び一部改正並びに「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について」の一部改正について

標記について、財務省主計局長から別添1(写)のとおり通知があつたので、昭和59年9月7日付会発第737号厚生省大臣官房会計課長通知の取扱いの一部を簡素化(平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた施設に対して適用する。)するとともに別紙のとおり改正し、併せて、財務省主計局主計監査官より別添2(写)のとおり通知があつたので、遺漏なきようお取り計らい願いたい。

なお、当該取扱いは平成23年3月11日以降に発生した災害から適用する。

(参考添付)

- ・「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」
主計局長通知(昭和59年9月7日付蔵計第2150号)
- ・「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について」
司課長通知(昭和59年9月7日付事務連絡第226号)

別紙

内閣府、厚生労働省及び環境省所管 補助施設災害復旧費実地調査要領

昭和59年9月7日

会発第737号

一部改正

平成7年3月3日

平成11年1月20日

平成13年1月5日

平成17年2月3日

平成19年8月3日

平成23年6月21日

第1 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第2 調査の方法

- (1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
- (2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二百万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第3 調査の対象

- (1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。
- (2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。
- (3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。

(4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。

ア 医療機関施設

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一緒にとして復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

(ア) 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

(イ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

(ウ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

(エ) その他当該建物と一緒にとして復旧を行う必要のある医療用設備

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表1に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

(5) 第1項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和40年8月5日付蔵計第1967号）第2（災害原因の調査）及び第3（採択の範囲等）の第1項に準じて取り扱う。

第4 一箇所の定義

- (1) 各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。
- (2) 国立公園等施設の道路にあっては、百五十メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものは別箇所とする。

第5 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- (1) 1箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。
- (2) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- (3) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。

(4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。

イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。

ロ 当該年度に整備計画のあるもの。

ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

(5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。

(6) 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

第6 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。

第7 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成7年厚生省発健政第22号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

第8 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第9 報告

調査終了後1週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

(1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。

(2) 調査額が、1億円以上の場合。

別表1

施設名等及び限度額

所管名	施設名等	限度額
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等 保健衛生施設 原爆医療等施設 精神保健等施設 食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設 医薬分業推進支援施設 血漿採漿センター等施設 抗毒素製造施設 環境衛生施設 火葬場 と畜場	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、感染症指定医療機関にあっては 400千円
		指定市 800千円 市町村 400千円
	医療機関施設等 医療機関施設 公的医療機関施設 へき地診療所施設（医師及び看護師住宅を含む） 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く) 医療関係者養成所施設 研修施設 病院内保育所 看護師宿舎 救急医療情報センター	800千円 800千円 別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
		800千円 800千円 800千円
	社会福祉施設等 保護施設 老人福祉施設 老人保健等施設 身体障害者更生援護施設 身体障害者社会参加支援施設 婦人保護施設 知的障害者援護施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 母子福祉施設 母子保健施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、保育所及び訪問看護ステーションにあっては400千円

	その他の社会福祉施設等	
	国民健康保険診療施設（へき地性のある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。）	800千円
	国民健康保険健康管理センター	800千円
	国民健康保険総合保健施設	800千円
環境省	国立公園等施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円 ただし、道路にあっては400千円
	廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	一般廃棄物処理施設	市町村400千円
	浄化槽（市町村整備推進事業）	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	産業廃棄物処理施設	市町村・広域臨海環境整備センター 1,500千円
	広域廃棄物埋立処分場	日本環境安全事業株式会社1,500千円
	PCB廃棄物処理施設	指定市 800千円
	災害等廃棄物処理事業	市町村 400千円

別表2

諸 經 費 率

区分	率
建物新築	0%
建物補修	15%
土地復旧	15%
工作物復旧	15%
設備復旧	0%
災害等廃棄物処理事業	0%

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

様式1

省 庁所管補助施設災害復旧実施地調査報告書

平成 年 月 日

省 財務省

(調査官)

No.

(単位:千円)

項目	申請										調査										結果			
	建物		工作物		建物補修		工作物		建物補修		建物		工作物		建物補修		工作物		建物補修		工作物		建物補修	
施設名	A 全棟	B 半棟	C 小計(A+B)	D 建物補修	E 工作物	F 土地	G 小計(C+E+F)	H 設備	I 災害等廃棄物処理事業	J 全棟	K 半棟	L 小計(I+J)	M 建物補修	N 工作物	O 土地	P 小計(L+N+O)	Q 設備	R 災害等廃棄物処理事業費	S 工事費	T 工事費	U 工事費	U 工事費	U 工事費	
計																								

- (注) 1. 調査要領別表1の施設名等に掲げる施設ごとに記入する。なお、限度額欄において、「別に定めるそれぞれの施設ごと」となっているものは、別に定めるそれぞれの施設ごとに記入するものとする。
2. 別紙様式2について作成を要しないものは本書とし、また、別紙様式2の作成を要するもの(要領第9ただし書きに該当するもの)は上段()書きとし、外数で記入する。計欄についても同様の取り扱いとする。

様式2

府省庁所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日

都道府県名

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点
施設区分			
	工事概要	金額(千円)	
申請			主務省意見
調査結果			財務局意見
※			※

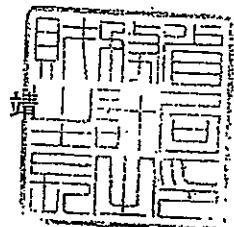
- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
 　調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
 　2. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
 　3. ※欄は空欄にすること。
 　4.

写

財計第1719号
平成23年6月16日

厚生労働省大臣官房長 殿

財務省主計局長 眞砂



「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査
要領」の一部改正について

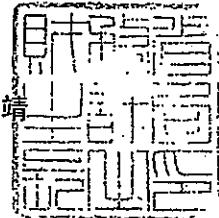
標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成23年3月11日以降に発
生した災害から適用することとしたので通知する。

写

平成 23 年 6 月 16 日
財計第 1752 号

厚生労働省大臣官房長 殿

財務省主計局長 真砂



東日本大震災により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の
取扱いについて（厚生労働省所管補助施設）

厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業に係る事業費の算出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）に定めるところにより実施しているところであるが、東日本大震災に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた厚生労働省所管施設について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

記

1. 「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和 59 年 9 月 7 日付蔵計第 2150 号。以下「調査要領」という。）第二（2）について、1箇所の申請額を「200万円未満」から「7億円以下」に引き上げる。
2. 調査要領第九（2）について、1箇所の調査額を「1億円以上」から「12億円以上」に引き上げる。
3. 東日本大震災に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた下記の施設について、今回に限り調査要領を適用する。

所管名	施設名等	適用除外限度額
厚生労働省	保健衛生施設等	800千円
	理容師養成施設	800千円
	美容師養成施設	800千円

改 正 案

別表1

施設名等及び限度額

所管名	施設名等	現行		
		所管名	施設名等	施設名等及び限度額
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等 保健衛生施設 原爆医療等施設 精神保健等施設 食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設 医薬分業推進支援施設 血漿採取センター等施設 抗毒素製造施設 環境衛生施設 火葬場 と畜場	厚生労働省	保健衛生施設等 保健衛生施設 原爆医療等施設 精神保健等施設 食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設 医薬分業推進支援施設 血漿採取センター等施設 抗毒素製造施設 環境衛生施設 火葬場 と畜場	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、感染症指定医療機関にあつては 400千円
	医療機関施設等 医療機関施設 公的医療機関施設 へき地診療所施設(医師及び看護師住宅を含む) 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く) 医療関係者養成所施設 研修施設 病院内保育所	指定市 市町村	医療機関施設 公的医療機関施設 へき地診療所施設(医師及び看護師住宅を含む) 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く) 医療関係者養成所施設 研修施設 看護師共同利用保育施設	800千円 400千円 800千円 800千円 800千円 800千円 800千円 800千円 800千円
				別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
				別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
				別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円

環境省	看護師宿舎	800千円	看護師宿舎	800千円
	救急医療情報センター	800千円	社会福祉施設等	800千円
環境省	老人福祉施設	800千円	老人保健等施設	800千円
	身体障害者更生支援施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円	身体障害者社会参加支援施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
環境省	身体障害者社会参加支援施設	ただし、保育所及び訪問看護ステーションにおける施設ごとに800千円	身体障害者更生支援施設	ただし、保育所及び訪問看護ステーションにおける施設ごとに800千円
	身体障害者支援施設等	400千円	身体障害者社会参加支援施設	400千円
環境省	婦人保護施設	800千円	婦人保健等施設	800千円
	知的障害者支援施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円	知的障害者支援施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
環境省	障害者支援施設等	400千円	障害者支援施設等	400千円
	児童福祉施設	400千円	児童福祉施設	400千円
環境省	母子福祉施設	800千円	母子保健施設	800千円
	母子保健施設	400千円	母子保健施設	400千円
環境省	その他の社会福祉施設等	800千円	国民健康保険診療施設（へき地性のある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。）	800千円
	国民健康保険診療施設（へき地性のある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。）	400千円	国民健康保険健康管理センター	800千円
環境省	国民健康保険総合保健施設	800千円	国民健康保険総合保健施設	800千円
	国立公園等施設	1,200千円	国立公園等施設	1,200千円
環境省	一般廃棄物処理施設	400千円	一般廃棄物処理施設	400千円
	一般廃棄物処理施設	400千円	一般廃棄物処理施設	400千円
環境省	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円
	ただし、道路にあっては400千円	ただし、道路にあっては400千円	ただし、道路にあっては400千円	ただし、道路にあっては400千円
環境省	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、
	選定事業者1,500千円、	選定事業者1,500千円、	選定事業者1,500千円、	選定事業者1,500千円、

浄化槽（市町村整備推進事業） 産業廃棄物処理施設	町村800千円 市町村400千円 都道府県・市・廃棄物 処理センター・PFI選 定事業者1,500千円、 町村800千円 市町村・広域廃棄物埋立処分場	町村800千円 市町村400千円 都道府県・市・廃棄物 処理センター・PFI選 定事業者1,500千円、 町村800千円 市町村・広域臨海環境 整備センター
PCB廃棄物処理施設 災害等廃棄物処理事業	1,500千円 日本環境安全事業株式 会社1,500千円 指定市 市町村	1,500千円 日本環境安全事業株式 会社1,500千円 指定市 市町村 400千円

別表2

諸 經 費 率

区 分	率
建 物 新 (改) 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	1 5 %
土 地 復 旧	1 5 %
工 作 物 復 旧	1 5 %
設 備 復 旧	0 %
災 害 等 廃 棄 物 处 理 事 業	0 %

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

字

事務連絡監査第 117 号
平成 23 年 6 月 16 日

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

財務省主計局主計監査官 半田 充

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について」の一部改正について

・ 標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成 23 年 3 月 11 日以降に発生した災害から適用することとしたので通知する。

改 正 案

現 行

別紙	施設名等	施設名	施設名等
(警察庁) 都道府県警察施設	警察本部 機動捜査隊 機動鑑識隊 自動車警ら隊 特別機動警察隊 機動警ら隊 防犯特別捜査隊 交通機動隊 高速道路交通警察 警察署 警察官待機宿舎 留置施設 交番 交通安全施設	1. 分室及び分駐所は対象外とする。 2. 警察本部と同一建物内にある本部として取り扱う。	感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村検診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 HIV検査・相談室 地方衛生研究所 原爆被爆者保健福祉施設

別紙	施設名等	施設名	施設名等
(警察庁) 都道府県警察施設	警察本部 機動捜査隊 機動鑑識隊 自動車警ら隊 特別機動警察隊 機動警ら隊 防犯特別捜査隊 交通機動隊 高速道路交通警察 警察署 警察官待機宿舎 留置施設 交番 交通安全施設	1. 分室及び分駐所は対象外とする。 2. 警察本部と同一建物内にある本部として取り扱う。	感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村検診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 HIV検査・相談室 地方衛生研究所 原爆被爆者保健福祉施設

改 正 案

現 行

エイズ・結核治療施設	結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設 (エイズ拠点病院) 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関 医薬分業推進支援センター 血漿分画センター 抗毒素製造施設	エイズ・結核治療施設 エイズ治療セナル施設 エイズ治療個室等の施設 (エイズ拠点病院) 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関 医薬分業推進支援センター 血漿分画センター 抗毒素製造施設
医薬分業推進支援施設 血漿探漿センター等施設	医薬分業推進支援施設 血漿探漿センター等施設	医薬分業推進支援施設 血漿探漿センター等施設
抗毒素製造施設 医療機関施設等 政策医療実施機関施設を除く)	抗毒素製造施設 医療機関施設 政策医療実施機関施設を除く)	抗毒素製造施設 医療機関施設 政策医療実施機関施設を除く)
医療機関施設 政策医療実施機関施設を除く)	救命救急センター 病院群輸送管制病院 共同利用型病院 在宅当番医制診療所 休日夜間急诊センター 災害拠点病院 へき地医療拠点病院 周産期医療施設 小児急救医療拠点病院 腎移植施設 老人デイ・ケア施設 共同利用施設 看護師等養成所 理学療法士等養成所 救急救命士養成所 歯科衛生士養成所 地域医療研修センター 研修医のための研修施設	救命救急センター 病院群輸送管制病院 共同利用型病院 在宅当番医制診療所 休日夜間急诊センター 災害拠点病院 へき地医療拠点病院 周産期医療施設 小児急救医療拠点病院 腎移植施設 老人デイ・ケア施設 共同利用施設 看護師等養成所 理学療法士等養成所 救急救命士養成所 歯科衛生士養成所 地域医療研修センター 研修医のための研修施設
医療関係者養成所施設	医療関係者養成所施設	医療関係者養成所施設
研修施設	研修施設	研修施設
社会福祉施設等 保護施設	社会福祉施設等 保護施設	社会福祉施設等 保護施設
老人福祉施設 保健施設	老人福祉施設 保健施設	老人福祉施設 保健施設
老人保健等施設	老人保健等施設	老人保健等施設
老人保健等施設	老人保健等施設	老人保健等施設

改 正 案

現 行

身体障害者更生援護施設

身体障害者療護施設
身体障害者授産施設
身体障害者福祉ホーム
身体障害者福祉センター
身体障害者福社ホーム
補装具製作施設
視聴覚障害者情報提供施設
盲導犬訓練施設

婦人相談所
知的障害者更生施設
知的障害者授産施設
知的障害者通勤寮
知的障害者福祉ホーム
障害者支援施設
障害者福祉サーシェンター
同生活介護事業、就労移行支援事業を行うものに限る。)

精神障害者社会復帰施設
地域活動支援センター
福祉ホーム
助産施設

乳児院
母子生活支援施設
保育所
児童養護施設
知的障害者施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設
情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
母子保育施設
母子休養ホーム
母子健康センター
社会事業授産施設
障保館

生活館
ホームレス自立支援センター
盲人ホーム
地域福祉センター

母子保育施設
母子保健施設
その他の社会福祉施設等

身体障害者更生援護施設

身体障害者社会参加支援施設
婦人保護施設
知的障害者援護施設
障害者支援施設等

婦人相談所
知的障害者更生施設
知的障害者授産施設
知的障害者通勤寮
知的障害者福祉ホーム
障害者支援施設等

障害者福祉サーシェンター
同生活介護事業、就労移行支援事業を行うものに限る。)

精神障害者社会復帰施設
地域活動支援センター
福祉ホーム
助産施設

乳児院
母子生活支援施設
保育所
児童養護施設
知的障害者施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設
情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
母子保育施設
母子休養ホーム
母子健康センター
社会事業授産施設
障保館

生活館
ホームレス自立支援センター
盲人ホーム
地域福祉センター

身体障害者更生施設

身体障害者療護施設
身体障害者福社ホーム
身体障害者福社センター
身体障害者福社ホーム
補装具製作施設
視聴覚障害者情報提供施設
盲導犬訓練施設

婦人保護施設
婦人相談所
知的障害者更生施設
知的障害者授産施設
知的障害者通勤寮
知的障害者福祉ホーム
障害者支援施設

障害者福祉サーシェンター
同生活介護事業、就労移行支援事業を行うものに限る。)

精神障害者社会復帰施設
地域活動支援センター
福祉ホーム
助産施設

乳児院
母子生活支援施設
保育所
児童養護施設
知的障害者施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設
情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
母子保育施設
母子休養ホーム
母子健康センター
社会事業授産施設
障保館

生活館
ホームレス自立支援センター
盲人ホーム
地域福祉センター

身体障害者更生施設

身体障害者療護施設
身体障害者福社ホーム
身体障害者福社センター
身体障害者福社ホーム
補装具製作施設
視聴覚障害者情報提供施設
盲導犬訓練施設

婦人保護施設
婦人相談所
知的障害者更生施設
知的障害者授産施設
知的障害者通勤寮
知的障害者福祉ホーム
障害者支援施設

障害者福祉サーシェンター
同生活介護事業、就労移行支援事業を行うものに限る。)

精神障害者社会復帰施設
地域活動支援センター
福祉ホーム
助産施設

乳児院
母子生活支援施設
保育所
児童養護施設
知的障害者施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設
情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
母子保育施設
母子休養ホーム
母子健康センター
社会事業授産施設
障保館

生活館
ホームレス自立支援センター
盲人ホーム
地域福祉センター

改 正 案

行 現

社会福祉士養成施設
へき地保健福祉館
在宅複合型施設
小規模多機能型居宅介護施設
夜間対応型訪問介護センター
地域包括支援点
市町村障害者生活支援センター
知的障害者福祉工場
児童相談所
一時保護施設
職員養成施設
心身障害児総合通園センター
へき地保健所
重症心身障害児（者）通園事業施設
児童自立生活援助事業所
小規模住居型児童養育事業所
子育て支援のための拠点施設
(削除)

(環境省)
国立公園等施設

園地
避難小屋
休憩所
野営場
駐車場
桟橋
給水施設
排水施設
公衆便所
博物展示施設
植生復元施設
動物繁殖施設
自然再生施設
砂防施設
防火施設
道路（車道、歩道、橋梁、橋樑、柵籬）
し尿処理施設
ミニユニティ・プラント

一般廃棄物処理施設
ごみ処理施設
生活排水処理施設
ごみ処理施設
ごみ処理施設
一般廃棄物運搬用パイプライン施設
埋立処分地施設
マテリアルリサイクル施設

社会福祉士養成施設
へき地保健福祉館
在宅複合型施設
小規模多機能型居宅介護施設
夜間対応型訪問介護センター
地域包括支援点
市町村障害者生活支援センター
知的障害者福祉工場
児童相談所
一時保護施設
職員養成施設
心身障害児総合通園センター
へき地保健所
重症心身障害児（者）通園事業施設
児童自立生活援助事業所
小規模住居型児童養育事業所
子育て支援のための拠点施設
(削除)

重症心身障害児（者）通園事業施設
児童自立生活援助事業所
小規模住居型児童養育事業所
子育て支援のための拠点施設
(削除)

園地
避難小屋
休憩所
野営場
駐車場
桟橋
給水施設
排水施設
公衆便所
博物展示施設
植生復元施設
動物繁殖施設
自然再生施設
砂防施設
防火施設
道路（車道、歩道、橋梁、柵籬）
し尿処理施設
ミニユニティ・プラント
生活排水処理施設
ごみ処理施設
廃棄物循環型処理施設
廃棄物運搬用パイプライン施設
埋立処分地施設
マテリアルリサイクル施設

(環境省)
国立公園等施設

改 正 案	現 行
エネルギー回収推進施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場	エネルギー回収推進施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

昭五九・九・七
最終改正 平二二財計一七一九
蔵計二一五〇

第一 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とする」とを目的とする。

第二 調査の方法

(1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。

(2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二〇〇万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第三 調査の対象

(1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であつて、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。

(2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設については、土地は調査対象外とする。

(3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設については、工作物は調査対象外とする。

(4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを作対象とする。

ア 医療機関施設

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

(ア) 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であつて、建物と機能的に「体であるもの」で、リニアック、ベータロン、コベルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

(イ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であつて、コンピューターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

(ウ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

(五) その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

イ 廃棄物処理施設

(5) 第一項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和四〇年八月五日付附
計第一九六七号）第一（災害原因の調査）及び第三（採択の範囲等）の第一項に準じて取り扱う。

第四 一箇所の定義

- (1) 各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。
- (2) 国立公園等施設の道路にあっては、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外のものは別箇所とする。

第五 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- (1) 一箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。
- (2) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- (3) 著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - ロ 当該年度に整備計画のあるもの。
- ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- (5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくとも、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- (6) 調査前着工を行つたもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

第六 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。

第七 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧

調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成七年厚生省発健政第二二号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

第八 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官厅建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第九 報告

調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

- (1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。
- (2) 調査額が、一億円以上の場合。

別表1

施設名等及び限度額

所管名	施設名等	限度額
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等 保健衛生施設 原爆医療等施設 精神保健等施設 食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設 医薬分業推進支援施設 血漿採漿センター等施設 抗毒素製造施設 環境衛生施設 火葬場 と畜場	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、感染症指定医療機関にあっては400千円 指定市 800千円 市町村 400千円
	医療機関施設等 医療機関施設 公的医療機関施設 へき地診療所施設（医師及び看護師住宅を含む） 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く)	800千円 800千円
	医療関係者養成所施設 研修施設 病院内保育所 看護師宿舎 救急医療情報センター	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 800千円 800千円 800千円
	社会福祉施設等 保護施設 老人福祉施設 老人保健等施設 身体障害者更生援護施設 身体障害者社会参加支援施設 婦人保護施設 知的障害者援護施設 障害者支援施設等 児童福祉施設 母子福祉施設 母子保健施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、保育所及び訪問看護ステーションにあっては400千円

	その他の社会福祉施設等	
	国民健康保険診療施設（へき地性のある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。）	800千円
	国民健康保険健康管理センター	800千円
	国民健康保険総合保健施設	800千円
環境省	国立公園等施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円ただし、道路にあっては400千円
	廃棄物処理施設	
	一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	浄化槽（市町村整備推進事業）	市町村400千円
	産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	広域廃棄物埋立処分場	市町村・広域臨海環境整備センター 1,500千円
	PCB廃棄物処理施設	日本環境安全事業株式会社1,500千円
	災害等廃棄物処理事業	指定市 800千円 市町村 400千円

別表2

諸 経 費 率

区 分	率
建物新(改)築復旧	0%
建物補修復旧	15%
土地復旧	15%
工作物復旧	15%
設備復旧	0%
災害等廃棄物処理事業	0%

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について

昭五九・九・七

事務連絡二二六

最終改正 平一三事務連絡〇〇

一 調査要領別表1に掲げる「別に定めるそれぞれの施設」について

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計二一五〇号。以下「調査要領」という。）別表1の限度額欄における「別に定めるそれぞれの施設」とは、別紙の施設名欄に定める施設とする。

別紙

施設名等	施設名
(警察庁) 都道府県警察施設	警察本部 機動捜査隊 機動鑑識隊 自動車警ら隊 特別機動警ら隊 機動警察隊 防犯特別捜査隊 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察署 警察官待機宿舎 } 警察署と同一建物内にある場合は、警察 留置施設 } に於ける場合は、警察 駐在所 交番 交通安全施設
(厚生労働省) 保健衛生施設等 保健衛生施設	感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村検診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H I V検査・相談室 地方衛生研究所 原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所 精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設 食肉衛生検査所 結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設 (エイズ拠点病院) 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関
原爆医療等施設	
精神保健等施設	
食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設	

医薬分業推進支援施設 血漿採漿センター等施設	医薬分業推進支援センター 血漿分画センター 血漿採漿センター 抗毒素製造施設
抗毒素製造施設 医療機関施設等 医療機関施設 政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く)	救命救急センター 病院群輪番制病院 共同利用型病院 在宅当番医制診療所 休日夜間急患センター 災害拠点病院 べき地医療拠点病院 周産期医療施設 小児救急医療拠点病院 腎移植施設 老人デイ・ケア施設 共同利用施設 看護師等養成所 理学療法士等養成所 救急救命士養成所 歯科衛生士養成所 地域医療研修センター 研修医のための研修施設
医療関係者養成所施設	救護施設 更生施設 宿所提供之施設 授産施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター 介護老人保健施設 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス
研修施設 社会福祉施設等 保護施設	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 視聴覚障害者情報提供施設 盲導犬訓練施設 婦人保護施設 婦人相談所
老人福祉施設	知的障害者デイサービスセンター 知的障害者更生施設
老人保健等施設	
身体障害者更生援護施設	
身体障害者社会参加支援施設	
婦人保護施設	
知的障害者援護施設	

障害者支援施設等

知的障害者授産施設
知的障害者通勤寮
知的障害者福祉ホーム
障害者支援施設
障害福祉サービス事業所（生活介護事業、共同生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業及び共同生活援助事業を行うものに限る。）
精神障害者社会復帰施設
地域活動支援センター
福祉ホーム
助産施設
乳児院
母子生活支援施設
保育所
児童厚生施設
児童養護施設
知的障害児施設
知的障害児通園施設
盲ろうあ児施設
肢体不自由児施設
重症心身障害児施設
情緒障害児短期治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
母子福祉センター
母子休養ホーム
母子健康センター
社会事業授産施設
隣保館
生活館
ホームレス自立支援センター
盲人ホーム
地域福祉センター
社会福祉士養成施設
介護福祉士養成施設
へき地保健福祉館
在宅複合型施設
小規模多機能型居宅介護拠点
夜間対応型訪問介護ステーション
介護予防拠点
地域包括支援センター
市町村障害者生活支援センター
知的障害者福祉工場
児童相談所
一時保護施設
職員養成施設
心身障害児総合通園センター
へき地保育所
重症心身障害児（者）通園事業施設
児童自立生活援助事業所
小規模住居型児童養育事業所
子育て支援のための拠点施設

児童福祉施設

母子福祉施設

母子保健施設

その他の社会福祉施設等

(環境省)
国立公園等施設

一般廃棄物処理施設

認定こども園

園地
避難小屋
休憩所
野営場
駐車場
棧橋
給水施設
排水施設
公衆便所
博物展示施設
植生復元施設
動物繁殖施設
自然再生施設
砂防施設
防火施設
道路（車道、歩道、橋梁、標識）
し尿処理施設
コミュニティ・プラント
汚泥再生処理センター
生活排水処理施設
ごみ処理施設
廃棄物循環型処理施設
廃棄物運搬用パイプライン施設
埋立処分地施設
マテリアルリサイクル施設
エネルギー回収推進施設
有機性廃棄物リサイクル推進施設
最終処分場